

20 生徒心得

高校時代の3年間は、生涯忘れ得ぬ時代であり、夢多き青春時代である。確かに、高校時代は長い人生の1コマであるが、その人の人生における基盤を培う貴重な時代であり、高校生活において若い命を燃やそうと努力すればこそ生涯忘れ得ぬ美しい思い出として残るのである。諸君も本校の教育方針に則り、目標に向かって宮城県柴田高等学校の生徒としての自覚と誇りをもって若い命を燃やすよう努力しなければならない。ここに、憂いなき高校生活を送るために努力する姿の美しさを高く評価し、学校全般にわたる規範をあげる。

(1) 学習・特別活動

学びて思はざれば則ちくらし。思ひて学ばざれば則ち殆し。という言葉がある。これは、いくら学問してもうのみの学問では役に立たない。学んだ上に思考を重ねなければ、その知識はいい加減な程度で止まってしまう。いくら思考を重ねても、新しい知識を求めて学ぶことをしなければ、知識が狭くて進歩のないひとりよがりの偏見となってしまう恐れがあるという意である。

高校生活の本分は学習である。目標を持って自ら学び、積極的に高校生としての教養を身につけることが大切である。

若いエネルギーを日々の学習に又諸活動に完全燃焼させるところに高校生としての生きがいがある。

- ① 教科学習に積極的に参加し理解を深めるために毎日復習、予習を必ず実行するとともに1時間1時間の授業に問題意識を持って臨むこと。
- ② 将来の進路目標を明確にし、その目標達成のために基礎学力を充実向上させ自己能力の伸長にたゆまぬ努力すること。
- ③ ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動および学校行事等に積極的に参加し、集団組織の中での体験学習を通して愛情の持てる人間関係の樹立に努めること。
- ④ 始業5分前に入室を完了し学習に対する心の準備をすること。みだりに欠課・遅刻をしてはならない。又始業時から終業時まで許可なく外出してはならない。
- ⑤ 各種の考查や検査は、自己の学習診断の資料として活用し得るものであるから、別に定める規定に従い公正な態度で受験すること。

(2) 礼儀・規律

礼儀・規律は学校内外を通じ社会生活の基本である。高校生として十分わきまえるべきである、人格尊重の原理にたって節度と融和の維持に努めるとともに集団生活のルールを正しく理解し、規律正しく、けじめのある高校生活を営むよう心がけねばならない。

- ① お互いの人格を尊び、礼節を重んじ、秩序と規律を旨とすること。
- ② 本校職員はもちろん来校者に対しても失礼のないように会釈と適切な敬語の使用、明確な応対などに心がけること。
- ③ 登下校時には職員・来校者、生徒相互の間においても元気に挨拶を交わし親愛の意を表すこと。
- ④ 健全な友人関係を大切にし、生涯変わらぬ深い愛情を育むよう努めること。特に異性間では節度を守り、家庭や友人の理解が得られる交際でありたい。

- ⑤ 服装、頭髪は常に華美あるいは流行に追われることなく端正で清潔な印象を与えるものであること。尚、別に定める服装及び容儀に関する規程を厳守すること。
- ⑥ 始業10分前に登校するよう心がけ、不注意な遅刻は絶対にしない。また登校後許可なく校外に出でてはならない。
- ⑦ 携帯品には必ず記名し、みだりに貸借は慎むこと。また校内には不必要的物品は持ち込んではならない。尚、所持品の紛失や盗難、物品の拾得が生じた場合は速やかに届け出ること。
- ⑧ 通学に関しては交通法規や交通道徳を守り事故のないように十分注意とともに他人に迷惑をかけないよう心がけること。
- ⑨ 自転車・バイク通学は許可登録制とし特殊な仕様車は禁止する。
- ⑩ 自転車・バイク通学生は、常時点検整備・施錠等を励行し必ず本校のステッカーを貼布すること。また、左側一列走行、二人乗り禁止を厳守すること。
- ⑪ バス・電車内及び駅構内においては高校生としての自覚をもち、他人に迷惑をかける行為は厳に慎むこと。
- ⑫ 飲酒、喫煙、暴力行為、不健全娯楽場への出入り等の違法行為は固く禁ずる。
- ⑬ 夜間外出はできるだけさけ、止むを得ないときは保護者の了解を得ること。

(3) 健康安全・環境整備

心身の健康は人間が生きるための基本要件であり、活力の源泉である。また、整備された環境は人間の心に豊かさと潤いを与えるものである。

- ① “自分の健康は自分で守る”という意識をもち、常に心身の健康・安全に留意し、事故防止に心がけること。もし事故あるいは災害が発生した場合には、速やかに関係職員に連絡し、指示をうけること。
- ② 若さと活力を培うため、積極的に健康・体力の増進をはかるとともに自己及び集団の保健衛生について正しい知識と習慣を身につけること。
- ③ 学校施設・整備の保全はもとより校内における学習環境と生活環境の整備・美化に積極的に取り組み、自らの手で豊かな学園づくりに努力すること。

(4) 諸届及び願書等の提出

- ① 諸届・諸願及び提出すべきもの、並びに納入すべきものは、期限を厳守し、確実に提出あるいは納入すること。
- ② 諸届・諸願等はクラス担任又はクラブ顧問を通して校長あてに提出すること。
- ③ 欠席・忌引については所定の届書を提出すること。

止むを得ず欠席する場合は学校に連絡し、事後速やかに所定の届書を提出すること。

イ 病気で一週間以上欠席するときは医師の診断書を添えること。

ロ 親族死亡の場合の忌引日数は次のとおりである。

両親・・・7日以内 祖父母、兄弟、姉妹・・・3日以内
曾祖母、伯父伯母その他同居親族・・・1日以内

- ④ 遅刻早退の場合は遅刻早退カードに理由を記し担当学年の教諭に検印を受けてから教室を入退出すること。

- ⑤ 次の場合は事前に担任又は関係職員の指導を受け、生徒部に届け出て校長の許可を得ること。(学校所定の用紙による。内容により参加者名簿、保護者承諾書を添付すること。)

- イ 旅行、キャンプ（登山）、アルバイトの実施
- ロ 通常のクラブ（部）活動以外の集会開催
- ハ 提示及び印刷物の発行、配布
- ニ 募金活動
- ホ 校外行事、集会等への参加、出演及び団体への加入
- ヘ 通常外の校舎、校具の使用や借用及び暖房火気の使用
- ト 服装規定に依らざる服装（異装）
- チ 部活動等の練習時間延長

⑥ 学校からの諸連絡は、掲示、放送及び口頭等にて行うので常に留意すること。

スマートフォン・携帯電話等の通信機器の使用について

1 スマートフォン・携帯電話等の使用について

スマートフォン等の電子機器の校内への持込みを認め、休み時間の使用を認める。
授業中は担当教科の指示なしに使用はできない。

2 使用注意事項

使用する際には下記の事項を厳守する。

（1）校内

- ①授業中は担当教科の指示なしに使用しない。
- ②廊下等で歩きながら使用しない。
- ③校内のコンセントを使用して充電をしない。

（2）校外・その他

- ④自転車に乗りながら使用しない。
- ⑤乗車中の電車内等の公共の場では通話を控える。
- ⑥有害サイトにアクセスをしない。
- ⑦SNS 等において誹謗中傷をしない。
- ⑧SNS 等において安易な書き込みをしない。

3 違反者の指導

（1）使用注意事項を守れない場合や授業中に使用した場合は預かりとする。

（2）SNS 等において誹謗中傷に関するトラブルが発覚した場合には特別指導とする。
特に悪質な場合は宮城県警のサイバー犯罪課と連携を図り指導する。

（3）定期考查についての規定は従来のとおりとする。